

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

男鹿市長 菅原 広二

市町村名 (市町村コード)	男鹿市 (05260)
地域名 (地域内農業集落名)	船越地区 (船越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手は十分に確保されているが、今後高齢化により農地集積が加速することが予想される。次の世代に地域農業を担ってもらうためにも基盤整備が不可欠となっている。また、地元農家だけでは継承者が少なく地区内外から新規の認定農家や新規就農者の受け入れの検討も必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備を実施し畑作も可能となることから高収益作物を作付けし、水稻のみならず畑作物の面積も拡大していく。基盤整備未実施の地区においても話し合いを進め実施できるよう努め、担い手が高齢化になってきていることから法人化を進め農地の集約に努める。

多面的機能支払交付金を活用し、水路・農道の維持にも努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	303.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	303.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

現在、耕作がおこなわれており、10年後も耕作が見込まれる農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地元の農家だけでは高齢化等により限界があり、外部から新たな担い手や法人化を検討したい。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業効率の向上が期待できる作業については、委託の活用を検討していく。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

水稻等有害鳥獣駆除（春・秋）や箱わな捕獲（園芸作物等）により農作物の被害防止に取り組む。